

令和4年度 第9回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

① 日 時 令和4年12月20日(火)

開会 午後2時

閉会 午後3時15分

② 場 所 春日市役所大会議棟中会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	魚 屋 けい子
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子
委 員	宮 崎 泰三郎

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教 務 課 長	武 末 竜 久
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	山 下 江 利
文化財課長	高 田 勘 治
健康スポーツ課長補佐	小 嶋 健 朗

教務課統括係長	井 本 正 美
教務課主任	林 由梨奈

4 議事の概要

別 紙

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和4年度第9回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第11号議案 第2期春日市スポーツ推進基本計画に係る意見聴取について

○扇教育長

次に、議案の付議事項です。

第11号議案、第2期春日市スポーツ推進基本計画に係る意見聴取について事務局から説明をお願いします。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

第11号議案、第2期春日市スポーツ推進基本計画に係る意見聴取についてでございます。こちらについては、基本計画を策定するにあたり、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、教育委員会の意見を求めることとなっておりますので、今回議案として提出するものでございます。

現在の基本計画につきましては、基本理念を「スポーツによる健康・感動・絆づくり」とし、4つの基本方針「するスポーツ」「ささえるスポーツ」「みるスポーツ」「つながるスポーツ」に基づいて取組を進めております。令和元年度のラグビーワールドカップや令和2年度の聖火リレーをレガシーとしてスポーツによるまちづくりを推進する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、事業の中止や活動の制限がかかり、思うように取組が進まなかったところでございます。今回6月に市民二千人を対象とした市民意識調査や、各スポーツ団体と自治会連合会、コミュニティ委員会に聞き取りを行いまして、課題を整理したところでございます。

市民意識調査によりますと、スポーツを行うことについて、「好き」「どちらかといえば好き」を合わせた好きの割合が70.5%となっておりますが、成人の週1回以上のスポーツの実施率については、48.3%と平成30年度調査と比較すると2.9ポイント減少しております。新型コロナウイルス感染症の影響による運動の頻度の変化につきましては、「減った」の割合が42.5%と最も高く、実施頻度が減った理由については「自ら外出を自粛していたから」「運動・スポーツを実施することにより感染することが怖いから」「運動施設

が休止や時短などを実施していたから」ということが上位にあげられています。また、コロナ禍が終息した後の望む運動やスポーツについては、「個人でできる運動を実施する」の割合が54.0%と最も高くなっております。

また、関係スポーツ団体とのヒアリングの中では、コロナ禍において様々な制限がある中で、感染症対策を徹底しながらスポーツ活動を継続する姿が伺えました。

国が令和4年3月にスポーツ基本計画を改定しておりますので、福岡県のスポーツ推進計画も含めて整合性を図りながら、第2期計画については基本的に現計画を継承して、基本理念を「スポーツによる健康・感動・絆づくり」としたいと考えております。

考え方としては、地域やスポーツ関係団体におけるコミュニティの希薄化やスポーツイベントへの参加者の減少等、新型コロナウイルス感染症の拡大によりスポーツを取り巻く環境が日々変化している状況の中、アフターコロナを踏まえて、スポーツの持つ人と人を繋ぐ力の可能性を最大限引き出したいと考えております。また、スポーツを通じた地域活性化へ繋げるために、これまでの取組を継承していきたいと考えております。また、個人のスポーツではなく皆でスポーツをするという考え方も継承していきたいと考えております。

基本方針につきましては、コロナ渦で停滞する空気を打破するためにも、呼びかけ型の表現とし、「やってみようスポーツ!」「育もうスポーツ!」「いって観ようスポーツ!」「みんなでつながろうスポーツ!」と表現しております。それぞれの基本方針の盛り込むべき新たな要素と取組事業について、新たに追加した点と主な修正点について説明いたします。

施策(1)「スポーツを始める機会や場の充実」の④「様々な媒体を活用したスポーツに関する情報発信の充実」、こちらは文言の整理と、ICTを活用した情報発信を推進しております。

次に施策(2)「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」につきまして、特に子ども世代のスポーツ活動の推進は、部活動の地域移行の取組も今後進めていくことが必要でございますので、文言は施策の中には入っておりませんが、この後の小項目として盛り込んでいくこととしております。また、青年期・壮年期のスポーツ活動の推進については、スポーツ実施率が低かったことも含めて取組を追加していきたいと考えております。

基本方針2「育もうスポーツ!」につきましては、施策(1)「指導者の確保・資質向上」において、多様化するニーズに応じた指導者の数の確保や資質の向上が必要であるとと考えております。④「障がい者に配慮した指導者の育成」は国の基本計画においても障がい者スポーツの推進、交友・共生といったキーワードが出ていることを踏まえて文言の整理をしております。

基本方針3「いって観ようスポーツ!」につきましては、施策(3)「身近なスポーツ活動の応援」において、現計画では「みるスポーツ」ということでプロスポーツ等のトップアスリートを見るところとしておりましたが、第2期計画ではアンケート調査において地

元のスポーツ少年団の試合を見るという割合も高かったことを踏まえ、地域のスポーツを見ることも推進していきたいと考えております。

基本方針4「みんなでつながろうスポーツ！」については、施策（1）「スポーツを通じた地域間交流・地域の活性化の促進」は文言の整理をし、④「学校部活動の地域移行の推進」、⑤「スポーツ関係者とのネットワーク推進」を新たに設けております。学校部活動については令和7年までに段階的に移行することとされておりますので、スポーツ関係団体に関しても勉強しながら部活動の推進を図っていききたいと考えております。

最後に、現計画の基本方針ごとに指標を設けておりますが、今回の市民意識調査は全ての項目で前回の数値を下回っている状況でございます。第2期計画についてはアフターコロナを見据えて現基本計画の目標数値を諦めずに達成していきたく、現計画の目標の趣旨を継承するという形で取り組んでいききたいと考えております。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○魚屋委員

健康年齢を若く保つことが大切だと思うのですが、高齢者の方がどこに行っても運動をしたら良いのか判断しかねることもあるのではないのでしょうか。スポーツセンターを利用したいと思うのですが、どのような教室に入れば良いのだろうか迷うこともありますので、そのような情報を発信していただきたいと思います。

また、大学や企業と連携を図ることはとても良いことだと思います。どのような形で連携をとっていくのか教えていただけますでしょうか。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

高齢者の方の運動教室や講座の情報発信ということで、スポーツセンターの中でシニアビクスであったり介護予防の教室というものがございます。このことにつきまして、積極的に情報発信をし、皆さんに利用していただけるように取り組んでいきたいと思います。具体的には市報であったりスポーツ担当のTwitter、LINEといったものを活用し情報発信をしていきたいと思います。

大学や企業との連携につきましては、筑紫地区に住んでいらっしゃる日体大のOB、OGの方々の活用ということで、日体大との連携協定も視野に入れながら、部活動の地域移行に取り組んでいくところも、ひとつの策として進めていきたいと考えております。

○染原委員

国の方針等を見ると難しい文言で書かれていますが、地域に根ざすためには、もっと簡単な入口にしなればいけないのではないかと思います。特に、高齢者の方は公民館等

の身近でできるところで、体作り・体力作りに参加されることが多いのではないのでしょうか。この方針を読ませていただくと、目指すところが高く、元々スポーツに取り組んでいる人達に焦点を合わせたスポーツ推進ではないかと感じました。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

この基本方針の具体的な取組としてはアクションプランというものがあまして、その中で高齢者の方の取組であったり、地域のつながりといった具体的な施策を記載しております。今取り組んでいることとしては、高齢者の方でも障がいを持った方でも取り組めるニュースポーツの推進ということで、カローリング等を自治会の出前講座やふれあい事業で取り入れていただき、スポーツ推進員を中心に普及活動に取り組んでいるところでございます。

今回のひとつの指標としましては、「みんなでつながろう」という考え方が重要だと思っております。地域の方々や小学生からご高齢の方々まで皆でつながっていくという取組を進めていきたいと考えております。

○安本委員

スポーツ推進基本計画の成果指標の数値の取り方についてお尋ねします。1点目として、こちらのアンケートはどのような母集団のデータを取られているのでしょうか。2点目として、基本方針1「やってみようスポーツ」の設問は成人へのアンケートになっていますが、これはなぜ小学生等は入らずに成人のみなのでしょうか。3点目として、基本方針2「育もうスポーツ」の設問で、1年間にどの文言がありますが、1年間のどの時点でどのようなデータの収集を行いこの割合になっているのでしょうか。

また、第2期の体系が公民館からトップアスリートまでと、とても広いなと感じました。その中の学校教育と関わり合いがあるところとして、学校部活動の地域移行に関してどの程度の関わりを予定されているのかお伺いしてもよろしいでしょうか。また、指導者の育成ということで、指導者が育てば学校部活動にも影響があると思うのですが、そのあたりの計画はあるのでしょうか。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

市民意識調査につきましては、春日市に住んでいる18歳以上の方を対象に、無作為抽出で二千人調査をいたしました。今回有効回答としましては、802人でございます。18歳以上を対象としておりますので、基本方針1の指標は成人の週1回のスポーツ実施率としております。

また、1年間のどの時点でということでしたが、具体的に何日から何日までという表現はしておりませんでした。

○安本委員

例えば、2017年は2017年間の1年間だと考えてよろしいのでしょうか。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

そのとおりです。

部活動の取組につきましては、先月市長を含めて部活動の地域移行の取組について協議いたしました。まずは、市の関係所管とスポーツ関係団体を含めた検討会を立ち上げることとなりました。検討会を立ち上げましたら、地域のスポーツ団体がどれだけ受けていただけのか、指導者がどれくらいいるか等の課題を整理しつつ、教育委員会と協議しながら段階的に進めるという方針となっております。

○安本委員

教育委員会と健康スポーツ課が連携しながら学校部活動を今後検討していくということでしょうか。

○金堂教育部長

安本委員がおっしゃるとおり、教育委員会と健康スポーツ課が連携しながら、指導者面での裾野を広げていこうと考えております。まずは検討会の立ち上げを市の方針として決定したということでございます。全国的には民間団体に業務委託をしている団体もございいますが、春日市は今の部活動の延長線上で部活動指導者の活動の幅を広げていけないかという考え方で進めていくところで、スポーツ団体や民間企業に事業委託ということは今のところ考えておりません。部活動の地域移行は、無理のない範囲で、まずできる種目から広げていこうと検討しております。

○染原委員

基本方針の指標について、基本方針2以外はコロナ禍によって数値が減少しているようですが、基本方針2だけは数値がコロナ禍前後で数値があまり変わっていないようです。スポーツを支える活動とは、具体的にどういうものなのでしょうか。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

まずひとつはスポーツボランティアの方がいらっしゃいます。ラグビーワールドカップの市の取組から誕生しまして、その後も継続してスポーツイベントに参加していただいております。また、スポーツ少年団や保護者の方であったり、チームに所属している方が支える立場にいらっしゃいますので、その方々の割合となっております。ついては、コロナ禍で減るということはなく、一定の割合の方々は常に支える側にいらっしゃるということとなります。

○魚屋委員

安本委員の質問の続きとなりますが、部活動の地域移行について検討委員会が今からできるということですが、プロスポーツでは資格を持った方が指導するという話を聞きます。学校の部活動はどのような資格を持った方が指導するようになるのでしょうか。

○小嶋健康スポーツ課長補佐

指導者については、これから検討していく中で決めていくことになるかと思いますが、部活動が地域移行されても継続してやりたい先生もいらっしゃるでしょうし、後はスポーツ協会や地域スポーツクラブの指導者の方々が対象となるだろうと考えております。

資格というところでは、スポーツ少年団の指導者資格講座もございますし、部活動の指導者になるために、どこかの講座を受けていただくということも考えられるかとは思いますが。

○今福学校教育課長

部活動の指導に関しては、一定の基準を設けようと検討しておりますし、国の条文にも記載があるようです。国家資格のようにはないと予想しておりますが、国として指導者の資格を示すとか一定の講習を受講してもらうとかはあろうかと思っております。また、我々も研修はしていかないといけないだろうと考えております。勝利至上主義ではなく、生徒のスポーツを通した健全な成長が第一の目標ですので、その考えを徹底して、指導をしていく必要がございます。ついては、そのような研修をしていくべきであると考えておりますし、関係団体の方、健康スポーツ課や学校教育課と共通認識をしておこうと思っております。

○扇教育長

最後まで残るのが野球やサッカー、バスケット等の団体競技ではないかと思っております。スポーツクラブ等の大会の出場可否について、2月に中体連が方針を出すようです。その内容によっては、個人種目や文化部は道場や教室への移行が一気に進むのではないかと考えております。団体競技については、スポーツクラブ等に指導員を学校に派遣してもらうか、スポーツ施設に出向いて指導を受けるかということが移行が早く進むのではないかと考えております。

○安本委員

中学生ということで、育成の方に注視をしています。スポーツ少年団では指導者になるために3つくらい資格を取得するのですが、この資格は技術ではなく指導法に重きを置いていますので、部活動においても指導法に重きを置いていただきたいなと思っております。個人

の道場や教室に移行する場合でも、部活動ということでしたら勝利至上主義ではなく、春日市の方針に則った指導研修に参加していただいて、育成の方に力を入れてほしいと思います。

○今福学校教育課長

総合型スポーツクラブの会長からお聞きしたのですが、実績をあげているチームはティーチングからコーチングに指導を移行しているそうです。子ども達に考えさせて、自ら練習も工夫させるようにしているとのことでした。指導者が指示する方が簡単なのですが、あえてそこを我慢して子ども達に考えさせる。そちらの方が、練習時間も短く、中身が濃い練習ができるそうです。

○安本委員

勝ことが悪いわけではないのですが、選手が考えて、その結果勝っていくという過程が重要だと思います。個人の道場や教室に部活動に移行することは一つ的手段だと思いますが、春日市が認定するといった一定の基準は必要かと思います。

○染原委員

高校や大学の入試ではスポーツ推薦があります。国や学校は、部活動をバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることを目的として行っていますが、このような推薦を狙い技能が中心になっていく可能性があるかと思います。推進計画と一般の人達との考えに隔たりがあるような気がしますが、この策定で変わっていくのでしょうか。

○今福学校教育課長

私立学校はスポーツに特化して、そこで生徒を集めるということもあるかとは思いますが、少なくとも義務教育では勝利至上主義というのは好ましくないのではないかと感じます。部活動を通してスポーツを極めて推薦を得るということはあるとは思いますが、それを目的とした部活動の指導はいかがなものかと思います。

○扇教育長

中学校での義務教育段階と、高等教育段階で部活動に対する考え方が変わってくるのではないかと思います。まず、義務教育段階までを整えたいという考えがスポーツ庁にあるのではないのでしょうか。現在、福岡県でも特色化選抜というものがありまして、1月時点で合否が判明します。県立学校でも定員割れが始まっているので、恐らく高校は別の問題が出てくるのではないのでしょうか。まずは義務教育までで考えると良いのではないかと思います。

○宮崎委員

地域の高齢者や子ども達まで届いていない現状があると思っておりますので、やはり、現状は情報発信が乏しいなと感じております。もっと早く広く伝えていくべきではないかと思えます。

○扇教育長

それでは、第11号議案、第2期春日市スポーツ推進基本計画に係る意見聴取について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第11号議案、第2期春日市スポーツ推進基本計画に係る意見聴取について、全員賛成をもって可決をいたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

教育長報告についてでございます。

校長会において、毎月学校へ働き方改革を集計したものを配付しておりますが、ずいぶん意識が変わってきているのではないかと思います。勤務時間外の在校時間が、月45時間以内に収まりつつあります。小学校はほぼこの数値に近いものとなりつつあります。

また、卒業式について約3年間のコロナ渦の中、とにかく時間を短くコンパクトにということをはかり行幸を行って参りました。今年度の卒業式について筑紫地区の教育長会で統一した考え方は、今年からは保護者は2名まで参加を可能とし、児童生徒は入退場時はマスクを外し、着座したらマスクを付けるとしました。また、国歌斉唱は今年度からは行うこととしましたが、マスクは付けたまま合唱することとしました。市長の祝辞は市長が参加される学校のみ読み上げて、他の学校はメッセージを織り込むようにいたします。教育委員会は全学校メッセージを織り込むこととしました。PTA会長の祝辞は今年度まで御遠慮いただき、PTA会長からの記念品授与の際に一言メッセージをいただくこととしております。市議会、自治会等の来賓につきましては、祝辞をいただくのではなく紹介のみとします。賞状授与の際の返答は、マスクを付けたまま通常の大きさの声で返事をするよう対応をしていきたいと思えます。

次に、通知表についてです。2学期制と3学期制の学校がございますが、通知表の所見欄は1回だけという学校が筑紫地区内で散見されておりましたので、教育長会で問題提起を行いました。通知表の所見欄は進級する際に伝えるものではなく、その学年の成長の過程でここを頑張るともっと良くなる、というような励ましを入れたり頑張っていることをきちんと評価をしたりするもので、保護者にとっても児童生徒にとっても大事なものであります。働き方改革といってもこれらを取り除いてはいけないと考えております。働き方改革の最後の砦として、様々なことを議論し時間外勤務の削減に努めた結果、どうしても所見欄の記載を1回にしなければ法定の時間外勤務が遵守できないとなれば、児童生徒や保護者の理解も得られるかとは思いますが、今はその段階ではないと考えます。これについては筑紫地区全ての教育長が同じ考えでありまして、所見欄については、最低2回は記載することとしております。

○扇教育長

ただいま説明いたしました報告について、御質問や補足はございませんか。

○安本委員

所見欄は学期ごとに書いてあるものと思っていました。いつ頃から1回になったのでしょうか。また、通知表の内容や書き方は校長権限で変えられるのでしょうか。

○扇教育長

文部科学省が働き方改革の資料を2年前に示されて、その時期からではないかと思えます。通知表の書き方は校長権限で変えられますが、必要な事項については相談があるべきではないかと思えます。

○染原委員

所見欄の大きさや、記載量などは決まりはあるのでしょうか。

○扇教育長

特に決まりはございません。

(2) 教育委員報告

○染原委員

12月3日に春日東中学校において六中サミットが開催されました。去年は各中学校の生徒会が自校の取組を発表する形式で、今年は去年とやり方が違ったようですが、そのようなやり方も良いなと思いました。

○山下地域教育課長

研修会と発表会で形式が違っておまして、先日行われたものは発表会に向けての事前の研修会とはなっております。

○染原委員

研修会だったのですね。プロの先生のコミュニケーション能力の向上を図る研修がとても素晴らしく、先生方も参加していただきたいくらい面白かったのでこの場を借りて御報告します。

○山下地域教育課長

生徒会というリーダーシップをとっていく生徒の研修でしたので、答えのあるものを協議するやり方と、答えのないものをどう導いていくかという2つのパターンで色々コミュニケーションの在り方・会議の在り方を分かりやすく説明していただきました。

○染原委員

知らない人がいるからその場に行くのをやめておこうというのではなく、知らない人がいても行って自分の考えを伝えようという、あの研修の考え方が日常的に浸透していくと自分の周りの世界も広がり、不登校等も減るのではないか思ったので、あのような研修が増えれば良いなと思います。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 令和4年度教育費補正予算（12月補正）について

○扇教育長

次に、事務局の方からの報告です。令和4年度教育費補正予算、12月補正について事務局から報告をお願いします。

○武末教務課長

令和4年度教育費補正予算12月補正についてでございます。令和4年度教育費関連補正予算集計表12月補正をご覧ください。10月26日に開催いたしました教育委員会議において御説明しておりました歳入歳出の補正予算案件について、12月議会において可決いただいておりますので御報告いたします。金額に下線が引いてある項目のみが、変更となっておりますので、担当課長の方から説明いたします。

○今福学校教育課長

変更が生じている箇所について説明いたします。まず歳入予算です。15款2項4目教育費国庫補助金 3節教育総務費国庫補助金 2細節学校保健特別対策事業費国庫補助金です。こちらは令和4年3月定例議会でも補正予算を計上しておりましたが、それと同じ国の補助金となります。関連の歳出予算がございますので、内容についてはそこで説明いたします。補助率は対象経費の1/2となります。

次に、歳出予算の説明を行います。10款1項2目事務局費 10節需用費 1細節消耗品費でございます。令和5年度の学級編制の現時点における見込みを踏まえ、学級数の増に対応するため教員用の椅子を購入するための経費を増額計上しておりましたが、学級数が減となる学校からの融通により、購入しなければならない数量が減り、現計予算の範囲内で執行可能な見込みとなりましたので、補正を行わないこととしたものでございます。次に、10款1項2目事務局費 17節備品購入費 23細節 庁用備品でございます。同じく令和5年度の学級増に対応するため、職員室と教室の教員用の机・教卓・デジタルテレビ及び周辺機器・公務用パソコンを購入するための経費を計上しているものでございます。小学校5年生・小学校6年生・中学校1年生の学級編成の弾力化、いわゆる緩やかな学級編成の実施による学級数の増については、10月定例教育委員会議の時点では確定できておらず、その後の学級数の増に伴う補正予算額を積算し補正額を修正しておりますので、今回報告させていただくものでございます。

次に10款2項1目小学校の学校管理費 10節需用費 1細節消耗品費と17節備品購入費74細節 感染症対策備品でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、学校教育活動等の実施における学びの保証のための人的・物的体制整備の一環として、学校が感染症対策や学習保障などに必要な消耗品や備品の購入などを迅速かつ柔軟に行うことができるよう、その経費に対する支援を行うという国の対策に関連する予算でございます。令和4年3月定例議会でも3月補正予算計上し、今年度に明許繰越をしたよさんがありますが、これと同じ内容のものとなります。今回、国の補助金にまだ余裕があることから追加交付の案内があり、これに応じるため今回消耗品と備品購入費として歳出補正予算を計上しているものとなります。

次に10款3項1目中学校の学校管理費 10節需用費 1細節消耗品費と17節備品購入費74細節 感染症対策備品でございます。小学校と同じく、新型コロナウイルス感染症に伴う国の対策に関連する予算で、計上の趣旨・内容・財源は小学校と同じでございます。説明は以上でございます。

事務局報告 イ 春日市議会（12月議会）における一般質問について

○扇教育長

春日市議会、12月議会における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○武末教務課長

春日市議会、12月議会における春日市議会一般質問についてでございます。6人の市議会議員から6項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

○扇教育長

ただいま説明いたしました報告について、御質問や補足はございませんか。

○安本委員

インターネットに関するトラブルの一般質問について、質問内容は主に子どものことだったようですが先生も気を付けなければならないなと思いました。先月、中学校教員が無断でイラストをホームページに使用したということで損害賠償金を支払った事例がありました。著作権については毎年法律が変わります。文化庁に著作権課というものがあって、「学校における教育活動と著作権」というものを出しているのですが、毎年内容が変わっているのです、自身を守るためにもこのような研修を学校で行った方が良いのではないのでしょうか。

○今福学校教育課長

ただいま安本委員がおっしゃったことは大切なことだと認識しております。子どもたちに指導する以上教員がそれを知っていなければならないし、自身も守っていかなければならないということで、昨年度「SNS等の適正な利用に関する教職員向けのガイドライン」というものを作成いたしまして、校長会で報告し周知をしております。また、ICT支援の一環としてオンデマンド研修をしておりますが、その中でも自身を含めたSNSの適正な利用の研修を行っております。写真等を使用する場合は自前のものを使用するよう指導しております。

○安本委員

授業の教材として使用するのであれば、出典を明記したら利用できますが、紙で配る場合とネットで配信をする場合とでは条件が異なるため気を付けなければならないと思います。

○今福学校教育課長

確かに紙で使用する場合とオンラインでの使用だと条件は異なりますが、GIGAスクール

構想に合わせて国が整理をしまして、著作権法35条の改正によりリモート授業において著作物を利用しやすくなっております。メールでの教材送信やリモート授業での著作物利用が可能となり、かつ「授業目的公衆送信補償金制度」が創設されました。ただし、知識不足により著作権を侵害することはあってはいけないと考えております。

事務局報告 ウ 各種審議会の等の実施報告

○扇教育長

次に、各種審議会の等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○今福学校教育課長

11月21日に春日市いじめ防止等対策推進委員会を開催いたしました。今回は、任期により2名の委員が変更しておりますので、辞令書の交付や定例で報告するいじめの状況報告を行っております。また、今回いじめの対策事例集を作成しようとしておりますので、内容の一部を抜粋して報告しております。審議会の設置の目的、委員等の構成は記載のとおりでございます。報告は以上です。

○山下地域教育課長

引き続き、地域教育課から令和4年度第2回春日市図書館協議会の実施報告をさせていただきます。11月24日にふれあい文化センターにおいて春日市図書館協議会を開催しております。今年度と来年度の2か年掛けまして、春日市民図書館運営方針の改訂を行うことにしております。今回の審議会では改訂に向けた課題の洗い出しを行いました。運営方針は平成24年に策定され、それ以降改訂しておりませんでした。運営方針は大きな3項目の柱建てとなっております。詳細は記載されておりましたが、その3つの大きな柱は「基本方針」「春日市が目指す図書館サービス」「職員について」となっております。委員から出た意見としましては、図書館が情報発信の場所ということをきちんと明記したほうが良いとのことで、どうしても情報発信が不足しがちであるが故にそこをきちんと明記すべきであるという意見がございました。事務局として課題と思っておりましたことが、デジタルネットワーク社会に関しまして、電子図書館等の新しいサービスが出てきております。こういったものの位置付けをどう盛り込むかということも委員の意見を伺ったところ、電子図書館だけを新しいサービスとして取り組むのではなく、もっと広がりを持った書き方ということで、デジタルネットワーク社会という大きな枠組みで今後の展望を入れてはどうかということが意見として出ておりました。それを受けて、今後事務局として中身をもう一度精査したものを策定していくことになろうかと思っております。各種審議会の等の実施報告は以上です。

○扇教育長

ただいま説明いたしました報告について、御質問や補足はございませんか。

○安本委員

いじめ対策防止委員会ということで、11月末のニュースなのですが、いじめ通報促進チラシというものを小学生低学年に配っている教育委員会があるとのことでした。いじめ通報促進チラシの下部分は手紙になっており、いじめのことで何かあれば手紙を送ってくださいという記載があるようです。そして、届いた手紙の内容を基に市が動いて解決したという事例があるようでして、直接子どもの声が届く仕組みになっているようなので御紹介いたします。

○魚屋委員

毎年6月頃に、人権擁護委員から各小中学校に「SOSミニレター」というものを配っています。切手がいらぬものとなっております、ポストに投函すると法務局に届くようになっています。法務局から人権擁護委員に届いてお返事を返す等のやりとりを行っており、場合によっては学校にお話をしに行くこともあります。色々な事を行っており、調査救済に入ることもあり、子どもたちの相談窓口になっています。

事務局報告 エ かすが教育の日について

○扇教育長

次に、かすが教育の日について、事務局から報告をお願いします。

○武末教務課長

かすが教育の日についてです。かすが教育の日は春日市民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、子どもの生きる力と市民性を育む活動を推進するために「春日市教育の日」について、現在検討しているところでございます。詳細につきましては、次回以降の教育委員会議の際にお話ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、事務局から報告がありましたらお願いします。

○武末教務課長

11月に予定しておりました春日小学校の教育長学校訪問ですが、1月31日に変更となっております。参加される委員につきましては、12月23日までに御連絡いただきますようお願いいたします。

○高田文化財課長

1月の主要行事ですが、1月21日から3月5日まで、令和4年度民俗企画展「どう過ごす？季節の民具」が開催されます。毎年度開催いたしております民俗企画展を、今回は現代だとエアコン等の便利なものがございますが、そういったものがなかった時代にどのように暑さ寒さをしのぎ季節に対応していたかという、当時の人の暮らしの知恵や現代の暮らしに生かせるものはないかといったところを、展示を通じて皆様にお知らせをしていくような形で進めてまいります。お時間ございましたら御来館ください。報告は以上でございます。

○山下地域教育課長

以前教育委員の方には御案内いたしておりましたが、1月9日に令和5年二十歳のつどいを行います。特にお席を御用意するものではございませんが、教育委員の方々につきましてはお越しいただければと思います。報告は以上でございます。

【第5 調整事項】

- (1) 1月定例教育委員会議の日程について
令和5年1月20日（金） 午前9時 決定
- (2) 2月定例教育委員会議の日程について
令和5年2月22日（水） 午前9時 予定
- (3) 1月教育委員懇談会の日程について
令和5年1月20日（金） 午前10時 決定
- (4) 2月教育委員懇談会の日程について
令和5年2月22日（水） 午前10時 予定

午前10時45分 閉会